

令和3年3月8日

「先端低炭素設備導入促進補償制度推進事業の事務局支援業務」

に係る提案依頼

一般社団法人低炭素投資促進機構

本提案依頼書は、「先端低炭素設備導入促進補償制度推進事業の事務局支援業務」の事業者を適切に選定することを目的として、以下に規定した事項により作成した提案書の提出を求めるとともに、評価項目及び評価基準を示すものである。

1. 提案依頼内容

(1) 提案書の記載方法・提出方法等

ア 書式全般

- ① 提案書は、評価項目一覧－提案要求事項－に記載の提案書の目次に沿って日本語で記載すること。
- ② 用紙のサイズは、原則として日本産業規格 A4 判とする。図表等については、A3 判の様式も可とするが、A3 判については、提案書に折り込むこと。
- ③ 提案書のページ数は上限を設定しないが、簡潔かつ明瞭に記述すること。

イ 提案社（者）の概要

- ① 提案書の表紙には委託件名、企業名、代表者氏名を記載すること。
- ② 提案社（者）の概要を紹介するパンフレット等の資料を添付すること。

ウ 提出要領

- ① 提案書は、電磁的記録ができる形式で作成し、電磁的記録媒体（CD-R）で1部を提出するとともに、紙媒体に出力し3部提出すること。
- ② 電磁的記録による提出については、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、納品物に不正プログラムが混入することがないように、適切に対処すること。
- ③ 提案書に対して、確認及び追加資料の提出を求められることがある。その際、提案社（者）は、必要に応じてその内容についての説明及び資料提出を行うこと。
- ④ 上記①、②、③は返却しない。また、上記①、②、③は当該選定のためのみに使用する。

(2) 具体的な提案依頼内容

ア 業務内容

① 仕様書及び評価項目一覧－提案要求事項－に記載されている評価の観点に沿って提案書を作成すること。

② 提案書の作成に当たっては、仕様書の記載事項を踏まえ、図表などを取り入れ、具体的で明確な記述を行うこと。

イ 評価項目一覧－提案要求事項－

① 評価項目一覧－提案要求事項－は、提案社（者）から提出された提案書等における基礎点と加点に記載の内容で採点を行うものである。

② 評価項目一覧－提案要求事項－に記載の評価区分が必須については、提案書に必ず必要事項を記載すること。

(3) その他提案時に提出すべき資料等

提案社（者）は、提案時に下記資料それぞれ1部を合わせて提出すること。

ア 見積書（総額は、消費税および地方消費税を含む金額の記載とすること）

イ 情報管理に対する社内規則等（ない場合は代わりとなるもの。）の資料

ウ 評価項目一覧－提案要求事項－の右端列記載の提案書ページ番号に該当ページ番号を記載したもの

2. 提案手続

(1) 提出期限

令和3年3月17日（水）17時必着

(2) 提出場所

東京都中央区日本橋本町4-11-5 住友不動産日本橋ビル6階
一般社団法人低炭素投資促進機構 環境インフラ業務部

(3) 提出方法

上記提出場所まで、郵送又は直接持参すること。

3. 評価基準

(1) 評価方式

評価方式は、技術点と価格点の比率が2：1の総合評価方式とする。

(2) 評価事項

提案書に記載を求める内容、評価事項については、評価項目一覧－提案要求事項－を参照すること。

(3) 評価方法

ア 技術点の評価の手続及び採点の方法

評価項目一覧－提案要求事項－に掲げる評価の観点について、本業務の目的・趣旨に沿い、かつ実行可能なものであるか（必須項目として評価）、また、効果的・効率的なものであるか（加点項目として評価）について行うものとする。

① 必須項目審査

提案書の必須項目に該当する記載内容が最低限の要求事項を満たしているかどうかを審査し、必須項目を満たしている場合は合格として、それぞれの必須項目に対して基礎点10点を付与し、項目の1つでも満たしていない場合は不合格とする。

② 加点項目審査

上記①で合格と判定された提案書の加点項目に該当する記載内容について、独自の提案がされているか、創意工夫がみられるか、ノウハウ・経験があるか、有効的な実施体制であるか、効果的・効率的な実施が期待できる有益な提案であるかという観点から審査する。

加点の項目ごとに提案書内容から評価を行い、以下の採点を行う。

- ・相対的に優れている提案は加点を満点（加点が20点の場合、20点）
- ・相対的に平均的な提案は加点を満点の半分（加点が20点の場合、10点）
- ・相対的に劣っている提案は加点を0点（加点が20点の場合、0点）

③ 技術点の算出方法

技術点は、基礎点及び加点を合算した値とする。なお、複数名で採点する場合、合算した値を採点者の人数で除した値（小数点以下四捨五入）を技術点とする。

$$\text{技術点} = \text{基礎点} (40 \text{ 点}) + \text{加点} (\text{最高で } 160 \text{ 点})$$

④ 価格点の算出

価格点は、以下の算式に基づく値（小数点以下四捨五入）とする。

$$\text{価格点} = 100 \text{ 点} \times (\text{最低見積価格} \div \text{見積価格})$$

なお、見積価格が予定価格を超えている場合は不合格とする。

イ 総合評価点の算出

以下の総合評価点が最も高い入札者を落札者とする。なお、総合評価点の最も高い者（同得点者）が2者以上あるときは、価格点の高い者を落札者とする。

$$\text{総合評価点} = \text{技術点} + \text{価格点}$$

4. 委託先の決定

令和3年3月19日に委託先を決定し、ホームページに掲載いたします。

5. 質問及び回答に係る手続き

(1) 質問提出期限

令和3年3月12日（金）17時必着

(2) 質問方法

電子メールにて、件名を「先端低炭素の質問」と記入し質問を送付すること。

E mail アドレス：sentan@teitanso.or.jp

(3) 回答予定日

令和3年3月15日。ただし、提案書記載に重要な質問については、随時電子メールで回答する。

(4) 回答方法

全ての質問に対する回答について、提案依頼事業者に対し、電子メールで回答を送付する。

6. 共同事業体の提案について

- (1) 単独で対象の業務が行えない場合には、適正な業務が遂行できる共同事業体（対象業務を共同で行う事を目的として複数の共同業務実施者により構成される組織をいう。）として参加することができる。この場合、共同事業体の構成員は業務分担及び実施体制等を明確に記載した共同事業体の結成に関する協定書又はこれに類する書類を作成し全構成員間で締結することが必要であり、全構成員の中から代表者を選定し、代表者が本委託事業に係る提案及び契約手続きを行うものとする。なお、共同事業体の構成員は、他の共同事業体の構成員となること、若しくは単独で参加することはできない。

7. 問合せ先

一般社団法人低炭素投資促進機構 環境インフラ業務部 担当 近藤

電話番号：03-6264-8515

E mail アドレス：sentan@teitanso.or.jp